

学生の皆さんへ

## 公欠（新型コロナウイルス感染防止対策）について

新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、特別な公欠制度を設けました。発熱、咳、全身の倦怠感など体調不良のときなどは登学せずに、公欠の手続きを行ってください。

### 第1 対象となる場合および公欠の期間

- (1) 新型コロナウイルスに罹患した場合  
医師から治癒したと診断されるまでの期間
- (2) 保健所等から濃厚接触者に該当するとされた場合  
保健所等から外出許可がでるまでの期間
- (3) 発熱、咳、全身の倦怠感など体調不良の場合  
体調が良くなるまでの期間
- (4) やむを得ない理由で福井県以外の地域と往来した場合  
福井県に戻ってから1週間程度

### 第2 公欠の手続

- (1) 教育推進課（小浜キャンパスにあっては企画サービス室）に公欠届（別添様式）を提出してください（メール可）。  
なお、福井キャンパスの院生については、当日は19時までに教育推進課に電話してください。  
教育推進課 E-mail: kyouiku@fpu.ac.jp 0776-61-6000(代表)  
小浜キャンパス企画サービス室 E-mail: ob-jimu@fpu.ac.jp
- (2) 電話等でまず連絡し、後日公欠届を出すことも可能です。
- (3) 授業担当教員へ個別に連絡する必要はありません。

### 第3 公欠した学生への対応

- (1) 公欠の手続きを行った学生は、授業の録画配信、資料の送付、課題付与などにより履修することができます（後日、授業担当教員からの指示に従ってください）。